

【臼杵市】

災害時における幼児教育・保育施設の臨時休園等に関する基準

令和3年7月6日

令和3年9月7日

令和5年5月11日

令和5年7月12日

令和6年4月15日改定

1. 目的

台風等の風水害の恐れがある場合や地震等が発生した場合に、園児と保育従事者等の生命と安全を守るため、市内幼児教育・保育施設の臨時休園等の判断および対応についての基準を定める。

2. 対象

市内の認可保育所・認定こども園(幼稚園型認定こども園を除く)

3. 警戒レベルに応じた判断基準

【1】 台風などの風水害

警戒レベル5	緊急安全確保
避難情報等	災害発生又は切迫したとき(命の危険) 大雨特別警報・氾濫発生情報
	休園とする。

警戒レベル4	避難指示
避難情報等	災害が発生する恐れが極めて高いとき 土砂災害警戒情報・氾濫危険情報・高潮特別警報
午前6時までに発令	原則、休園とする。 園の状況や、周辺の状況、保育士の出勤状況等により保育を実施する。
登園後に発令	降園を基本とする。(園児にとって一番安全な方策での降園方法を考慮し、降園の措置をとる。避難することが最優先と判断した場合は避難場所へ園児を誘導する。) 園又は避難場所で保護者への引き渡しを行う。

警戒レベル3	高齢者等避難
避難情報等	災害発生の恐れがあるとき 土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報・河川(避難判断水位)
午前6時までに発令	園の状況や、周辺の状況、保育士の出勤状況等により保育を実施するが、必要に応じて休園の判断を行う。
登園後に発令	気象情報、園の立地場所、周辺の道路状況等、各園の状況を勘案し判断するが、必要に応じて休園及び降園の判断を行う。